

清瀬市空家等の適正管理に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人清瀬市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第3条に基づく空家等に関する必要な措置を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力することにより、市民の良好な生活環境を保全できるようにするため、所有者等による空家等の適正管理の促進及び空家等の管理不全な状態を防止し、かつ、高齢者の地域社会での活動、貢献及び就業の機会の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- （3）所有者等 空家等を所有又は管理する者をいう。
- （4）管理業務 空家等の管理に関する業務をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、所有者等から管理業務の相談を受けたときは、乙が行う管理業務を紹介するなど協力を行うものとする。

- 2 甲は、市広報紙、市ホームページ及びその他の適切な方法により、乙が行う管理業務を周知するものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等からの相談に応じ、乙が引き受けることのできる作業の範囲内において、所有者等との契約に基づき、以下の各号に規定する管理業務を行う。

- （1）見回り（建物、庭等の状態を写真撮影の上、所有者等への報告）
- （2）樹木剪定（高さ4メートル以内の樹木で安全に作業が行えるものに限る。）
- （3）除草作業（道路や危険な場所を除く。）
- （4）屋内外の軽易な作業（清掃、片付け、粗大ごみの屋外搬出）
- （5）障子・襖・網戸の張替え。
- （6）前各号のほか、所有者等の要望により乙が受託できる一般作業

（契約）

第5条 乙と所有者等は、それぞれの管理業務に関して、所有者等と協議の上、料金を決定し、契約を締結する。ただし、甲はその契約に関する一切の責めを負わない。

（情報提供及び情報交換）

第6条 乙は、甲に紹介された所有者等と契約したときは、その業務内容等を書面により、甲に情報提供するものとし、その時期は甲乙別途協議の上、定めるものとする。また、甲及び乙は、この協定に定める内容を円滑かつ着実に推進するため、取組に関する情報交換を相互に行うものとする。

（有効期限）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（機密保持）

第8条 甲及び乙は、本協定の取り組みにより知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、第1条の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等の承諾を得た場合又は、個人情報を特定できない統計情報として使用する場合は、この限りではない。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月26日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長

乙 東京都清瀬市松山三丁目1番16号
公益社団法人清瀬市シルバー人材センター
会長

鎌谷桂司

河野昌子